

瀬戸市自然児童遊園の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第13号

瀬戸市自然児童遊園の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市自然児童遊園の管理及び運営に関する規則（昭和51年瀬戸市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(キャンプ施設の使用の手続)</p> <p>第2条 自然児童遊園のキャンプ施設（以下「キャンプ施設」という。）を使用しようとする者は、<u>使用期日までに</u>瀬戸市自然児童遊園キャンプ施設使用許可申請書（第1号様式）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による使用許可申請書の提出は、<u>使用期日の3月前から</u>できるものとする。</p> <p>3及び4 <省略></p> <p>(入園者の遵守事項)</p> <p>第5条 自然児童遊園に入園した者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>市長</u>の承認を得ないで印刷物等を提示し、又は配布しないこと。</p>	<p>(キャンプ施設の使用の手続)</p> <p>第2条 自然児童遊園のキャンプ施設（以下「キャンプ施設」という。）を使用しようとする者は、<u>使用しようとする日の7日前までに</u>瀬戸市自然児童遊園キャンプ施設使用許可申請書（第1号様式）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による使用許可申請書の提出は、<u>毎年4月15日から</u>できるものとする。</p> <p>3及び4 <省略></p> <p>(入園者の遵守事項)</p> <p>第5条 自然児童遊園に入園した者（以下「<u>入園者</u>」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>園長</u>の承認を得ないで印刷物等を提示し、又は配布しないこと。</p>

<p>(3) <u>市長</u>の承認を得ないで物品を展示し、若しくは販売し、又は寄付金等の募集行為をしないこと。</p> <p>(4)から(7)まで <省略></p> <p>(8) その他<u>市長</u>の指示すること。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(3) <u>園長</u>の承認を得ないで物品を展示し、若しくは販売し、又は寄付金等の募集行為をしないこと。</p> <p>(4)から(7)まで <省略></p> <p>(8) その他<u>園長</u>の指示すること。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長の<u>承認を得て園長</u>が定める。</p>
--	---

第1号様式中「瀬戸市長 殿」を「(宛先)瀬戸市長」に改める。

第2号様式中「殿」を削る。

第3号様式中「瀬戸市長 殿」を「(宛先)瀬戸市長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。